



高齢化社会の発展と認知症の増加への対応

「かつお節だし」の老舗企業”にんべん”が貫くこだわり

社協経営と資金調達

個人住民税の決定通知のご確認を！

減価償却資産の固定資産税が最大ゼロまで軽減されます

高齢化社会の進展と認知症の増加への対応

長野県の介護保険の認定者数が 11.2 万人と公表されました。長野県の人口は約 207 万人なので 20 人に 1 人が介護保険を利用している事になります。介護保険を利用できる年齢は原則 65 歳以上なので長野県の 65 歳以上の人口約 64 万人で計算すると、6 人に 1 人の高齢者が介護保険を利用していることになります。2000 年に 221 万人だった長野県の人口は 2017 年には 207 万人に減っています。減少スピードは 1 年に 2 千人程度でしたが 1 万人に近い減少になっています。毎年、村が二つ三つ無くなっているようなスピードです。一方、65 歳以上の人口は 2000 年は 47 万人でしたが 2017 年には 64 万人まで増加し、高齢者割合は約 5 人に 1 人から約 3 人に 1 人まで高まっています。

高齢化スピードに拍車がかかる中で特に注目すべきなのは認知症患者の問題です。2014 年に厚労省が公表した認知症有病者数は推計で 462 万人となっています。長野県では 11 万人程度と推計され、高齢者の 5~6 人に 1 人は認知症となっています。疑いのある人まで入れると 4 人に 1 人と推計されています。

今後の人生を考える上で自分や家族の死亡リスクだけでなく、認知症になるリスクに備えなくてはいけない時代です。相続が起きるとまず問題になるのが、遺産分割が終わるまで預金の下ろせなくなることです。同様に認知症になると預金も下ろしにくくなります。というのも金融機関としては家族が下ろす事に厳しくなっているからです。キャッシュカードで家族が下ろす事は可能ですが、家族の仲が良くないと将来相続の時に問題になる事もあります。また認知症になると意思能力が正常ではないと判断されるため、預金だけでなく不動産や自社株式の移転など相続対策も出来なくなってしまいます。そこで成年後見人制度が出来ましたが裁判所が入ったり、出来る財産行為に制限があることから、全国で毎年 3 万 4 千件程度、累計で 15 万人程度（認知症対象者の 30 人に 1 人）しか利用されていません。成年被後見人になると医療法人の理事や会社の取締役の欠格事由となるため、辞めなければなりません。確かに認知症になってしまった場合には、成年後見人制度は有効ですが、もっと気軽に使いやすい制度は無いのでしょうか。

そこで認知症になる前の予防的な対策として、軽微な手続きと安い費用で信頼できる家族などに財産を管理してもらう家族信託が出来ました。今までは信託銀行の独占業務だったものが、家族など信頼できる人に自分の財産管理を委託出来る制度です。認知症リスクから自分と家族、法人組織を守る大きな効力を持つ手法です。組織リーダーは、一度検討してみる必要があると思います。

成迫 升敏



「かつお節だし」の老舗企業“にんべん”が貫くこだわり

日本人が発見した「うま味」の代表である「かつお節だし」の老舗で東京日本橋に本店を構える”にんべん”は江戸時代創業でその歴史は300年を超えます。日本のかつお節生産量が減少する中で売上を維持し続けています。50年以上続くロングセラー「つゆの素」や引き出物の代表「フレッシュパック」等のヒット商品を生み出しているこの会社には驚くべきエピソードがあります。今から36年前、自社の研究所でかつお節の品質を安定させるための「かつお節カビ」の特定に成功しました。以前は建物に住みついたカビを自然に付着させ製造していた為、菌は様々で香りも味も様々でしたが、試行錯誤を続け5年の歳月を掛け、成功したのです。そのカビ菌の発見を当主に喜び勇んで伝えると驚くべき反応が返ってきました。「よく頑張ってくれた。ではそれを他の会社にも教えてあげなさい。お金は取らなくて良いから」と。5年もかけた研究の成果を公表し、ライバル企業も無料で使えるよう指示したのです。さらに「フレッシュパック」の酸化防止製法も競合他社に無償提供したそうです。なんともったいないことでしょう。しかしかつお節の場合1つでも粗悪品が流通すると「かつお節なんてそんなもの」と消費者に思われてしまいます。一社が良くても他社が変なものを出すと全体にキズがつくと判断しました。ライバル企業焼津市の”シーラック”は”にんべん”さんがなければ、今のかつお節業界の発展はなかったのではないかと考えています。私どもはその”菌”を使って商売をさせて頂いております。」とまで言っています。特許を取得し1社で利益を独占するよりも、業界全体が生き残る術を優先しました。業界全体の品質を上げることが個々の企業も潤うと決断した”にんべん”の経営判断には頭が下がります。 高木 幹夫

社協経営と資金調達



弊社では市町村社協()様の経営支援をしています。市町村社協とは各地域で地域福祉の課題解決を主目的とした法人で、各市町村と密接に連携をしながら経営をしています。(社会福祉協議会の略称)

1.介護保険制度と社協

介護保険制度が始まる前から各地域で高齢者介護という地域の福祉課題の担い手として社協が介護事業を行ってきました。その後、介護保険制度ができ介護ビジネス市場が拡大して、民間事業者が続々と参入してきた昨今、社協経営における介護事業の存在の見直しが迫られています。

介護保険制度は3年に1度制度改正が行われ、社会保障財源の問題から実質マイナス改定になっている現状です。社協経営においても介護事業部門が大きく欠損となる法人も数多く見受けられます。長野県内社協の法人全体収入に占める介護保険事業割合は約6割と依存度が高く、介護事業で利益確保できていれば問題ないですが、損失が大きくなると法人全体への影響度も大きく、見直しが必要となります。

以前のように介護事業への参入事業者が少なく、介護報酬も安定していた時代は各社協でも利益を確保し、その利益を本来の社協の経営目的である地域福祉事業に充てることができていました。しかし現在長野県内の市町村社協のおよそ6割が欠損法人となり、地域福祉事業に充てられる財源として介護事業を考えることはできなくなってきています。また社協が行う地域福祉事業の財源として、市町村からの交付金や委託金等もありますが、各市町村の財源状態からしても削減傾向となっています。そのため介護保険事業の欠損を少なくするべく対策を講ずる、もしくは介護事業の撤退を検討していくことも必要だと思えます。一方では地域福祉事業の新たな財源確保についても検討していかなければなりません。

2.ファンドレイジング

財源確保に関しては、社会課題の解決のための資金調達として**ファンドレイジング**という考え方があります。代表的なものでは**寄付**や**遺贈**があり、単に寄付を募るだけでなく、より多くの資金を集めるためにどのようにしていくかを考え、集めた資金を使って課題解決をしていくことをいいます。近年では、社会福祉法人や社会福祉協議会でもこのファンドレイジングに力を入れていこうという考え方が注目されてきています。先日、東京で行われた「ファンドレイジング日本2018」というイベントでも以前にはなかった社協関係の講演が多くなってきており、その注目の大きさが伺えます。

現在県内の多くの社協で会費や寄付は募っていますが、特段より多く集めるための活動は行っていない、または寄付や遺贈を積極的に募ることをタブー視している状況です。

一方、福岡市社協や横浜市社協では、ファンドレイジングを積極的に考える専門部署を作り、具体的な寄付集め、遺贈の件数増加に対する取り組みを行っています。例えば、遺贈の大切さやその資金の用途のCMを制作して広報したり、お金ではなく古本の寄付してもらい、それを換金する等、様々な取り組みが行われています。これからの社協経営ということ考えた際に、今まではあまり目を向けてこなかった資金調達について前向きに考えてみてはいかがでしょうか。 山下 大輔

減価償却資産の固定資産税が最大ゼロまで軽減されます

中小事業者等が取得する減価償却資産の固定資産税が3年間最大ゼロまで軽減できる固定資産税の特例(以下、「新特例」)が平成30年度の税制改正により創設(生産性向上特別措置法)される見込み(法案審議中)です。

既存特例と新特例との対比

固定資産税の特例は現在、中小企業等経営強化法による固定資産税の特例(以下、「既存特例」)(事務所通信:平成29年8月号No.304を参照ください)がありますが、平成30年度は、新特例と既存特例の選択適用となります。これらの特例を比較すると以下の通りとなります。

	既存特例	新特例
取得期間	H29.4.1～H31.3.31	法施行日(1)～H33.3.31
認定を受ける計画	経営力向上計画(主務大臣)	先端設備等導入計画(市町村)
対象設備:新規 (最低取得価額/販売開始時期) 2	機械装置(160万円以上/10年以内)	
	測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)	
	器具備品(30万円以上/6年以内)	
	建物附属設備(60万円以上/14年以内)	
軽減措置:課税標準	3年間 1/2	3年間 ゼロ ～1/2
認定経営革新等支援機関の 事前確認	不要	必要
設備取得時期	原則:計画認定後に設備取得 例外:設備取得後60日以内に計画受理	計画認定後に設備取得 (取得後申請不可)

(1) H30.6中旬～H30.7初旬の見込みです。

(2) 生産性向上要件を満たす必要が有ります。市町村によって異なる場合があります。

新特例の軽減措置の内容は、課税標準となるべき価格にゼロ以上1/2以下の範囲内で市町村が条例で定める割合(以下、「特例率」)を乗じた額を3年間固定資産税の課税標準とするものです。平成30年4月13日公表の中小企業庁による自治体に対する新特例への参加及び特例率についてのアンケート調査結果によると9割以上の自治体で特例率をゼロとする意向であるため、ほとんどの自治体において新特例を適用する方が有利となりそうです。

経営力向上計画と先端設備等導入計画の対比

既存特例において認定が必要となる経営力向上計画では、計画期間は3～5年とされており、原則では労働生産性((営業利益+人件費+減価償却費)/労働投入量)が計画認定の判断基準とされ、3年の計画期間の場合には、1%以上の目標伸び率が求められますが、業種・事業規模等を勘案して弾力的に目標が設定されています。これに対して、新特例において認定が必要となる先端設備等導入計画では、3年間の計画期間において、労働生産性が9%以上(年平均3%以上)向上することが求められ、事業分野別に目標が異なることはありません。

従って計画の認定は、新特例の方が既存特例よりかなりハードルが高くなります。また新特例の設備取得時期は既存特例と異なり、必ず計画認定後の取得である必要が有るため、設備取得前に新特例と既存特例のどちらを適用すべきか十分に検討しておく必要が有ります。ご不明な点がありましたら、弊社担当までご相談ください。

饗場 徹
(以上)